

特別講演

法医学からみた子どもの虐待

小 湊 慶 彦 (群馬大学大学院医学研究科病態遺伝法医学分野)

I. 緒 言

子どもの虐待には、児童相談所、地域保健、医療機関、教育機関、警察などさまざまな機関が関わりを持っている。われわれ法医学関係者も司法解剖を通して子どもの虐待に関わってきた。内因性急死から殺人事件まで扱う法医学においては、子どもの虐待の死亡例は稀であり、あまり注目されていない分野であった。しかし、最近積極的に研究や損傷の生体観察に参加している。

法医学とは医学および自然科学を基礎として法律上の問題を研究し、またこれを鑑定する学問であり、法曹界に開かれた医学の窓で、刑事・民事を含めて基本的人権を擁護するための医学的実学である。法医学の実務には、司法解剖、行政解剖、文書鑑定、物体鑑定、親子鑑定、賠償医学的鑑定などがある。児童虐待の防止等に関する法律では、児童虐待の定義がなされているが、これらの虐待の根本は人権の侵害であり、法医学と交わるところである。

児童虐待検挙事件の増減を調べると、被害児童数は年々増加傾向にあるが、死亡者数に関しては横ばいである。母子保健の国民運動計画「健やか親子21」検討会報告書(2000年11月)には、多くの加害者となった親は、子ども時代に大人から愛情を受けていなかった、とある。つまり、自分が体験した出来事がめぐりめぐって虐待の種になるという、虐待の世代間連鎖が生じることになる。また、最近の脳科学研究から、幼児期の虐待によるストレスが子どもの脳の発達に影響を及ぼし、精神障害の発生に関わることが

明らかとなってきた¹⁾。すなわち、子どもの虐待は身体的な損傷だけでなく、虐待の世代間の連鎖や精神障害の発生を生むという大きな問題を持っている。川崎は、児童虐待の防止等に関する法律は、虐待の世代間連鎖を断ち切り、体罰・暴力に寛容な子育て観、あるいはネグレクトに対する許容的な風土を、その土台から変えていく大きな運動である、と述べている²⁾。つまり、児童虐待の防止等に関する法律は新しい倫理観を日本社会にもたらすものと考えられる。

日本法医学会では児童虐待の実態を調査するために被虐待児の司法解剖例に関する調査を行ってきた。それらの結果について、次項で紹介する。

II. 法医学会の企画調査委員会報告の紹介

日本法医学会企画調査委員会により、1968年から1977年の10年間における被虐待児の司法解剖例(合計185例)に関する調査が行われ、18機関が参加した。その結果は日本法医学雑誌34巻、147~157頁に掲載されている³⁾。また、1990年から1999年の10年間における被虐待児の司法解剖例(合計459例)に関する調査が行われ、64機関が参加した。その結果は日本法医学雑誌56巻、276~286頁に掲載され⁴⁾、また第87次日本法医学会総会(富山)において企画調査委員会報告として発表された。以下に、1990年から1999年における被虐待児の司法解剖例に関する調査結果の概略を示す。

- 1) 死亡事例では被虐待児に性差はなかった。
- 2) 死亡事例の年齢分布は、乳児から幼児が多

く、その中でも特に乳児が多かった(図1)。また、児童虐待検挙事件での被害者数の年齢構成と比較すると、死亡例は乳児から幼児が多く、特に乳児が多く、死に至るのは幼い子どもたちであることがわかる。また、1968年から1977年の10年間の報告と比較すると、乳児が対象となる例が増加していた。

- 3) 死因としては頭部外傷や窒息死が多かった。
- 4) 乳児の死因としては窒息、とりわけ鼻口部閉塞による窒息が多かった。
- 5) 虐待児死亡例の49%に頭蓋内損傷があり、

損傷としては硬膜下出血、クモ膜下出血が多いものであった。

- 6) 被虐待児死亡例の約15%に骨折が見られた。
- 7) 打撲傷、擦過傷、火傷は被虐待児死亡例の78%に見られた。
- 8) 身体的虐待が77%に見られた。児童虐待検挙事件での被害者の虐待の類型との比較から、死亡事例では身体的虐待が多かった(図2)。
- 9) るいそうや低身長は31%に認められた。
- 10) 同胞への虐待は確認された範囲では15%に

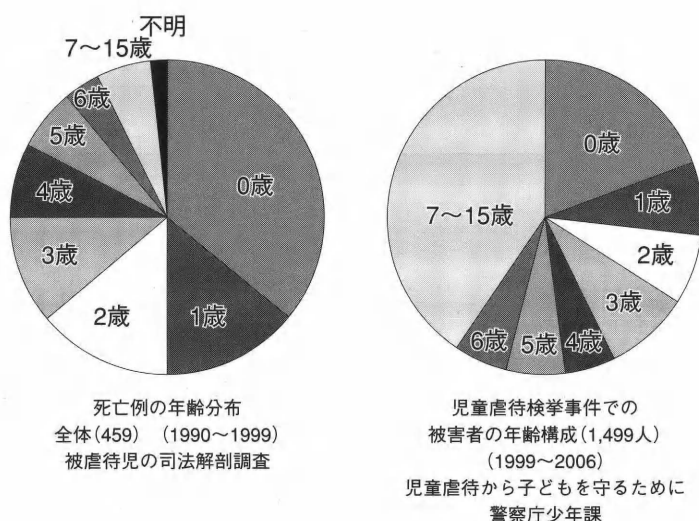


図1 被虐待児の年齢分布の比較から、死に至るのは幼い子どもたちである

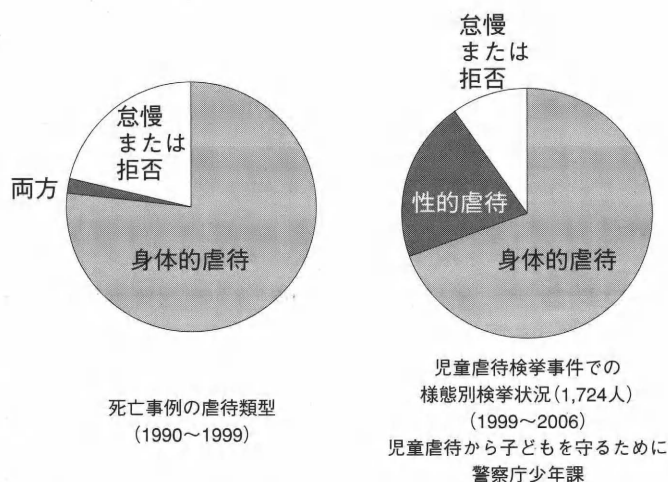


図2 虐待のタイプの比較から、死亡事例では身体的虐待が多い

認められた。

- 11) 加害者の内訳の比較から、実母が加害者となるのは死亡事例では約6割、検挙事件では約3割を占めていた。
- 12) 加害者に実母が関わる場合の虐待の原因・動機は複合原因・動機が多かった。
- 13) 虐待の手段としては、手その他による殴打、突き飛ばし投げつける等の鈍的な外力が多いものであった。
- 14) 死亡事例では、虐待期間は0～2か月が多く、公的機関の介入は12%であった。
- 15) 法医学会の企画調査委員会報告をまとめると、1968年から1977年の10年間の報告との比較から、1990年から1999年の調査では乳児が対象となる例が増加しており、積極的な暴行を加えるタイプが多いことがわかった。以下に、虐待死亡例3例を示す。

Ⅲ. 事例の紹介

- 事例1：被害者は3歳男児、生後間もなくから、施設に預けられていたが、両親の住居へ一時帰宅したところ、帰宅期間が延長し、そのうちに両親から暴行を受け死亡した。全身に皮下出血と表皮剥脱が存在し、低温環境暴露の所見もあった。解剖結果から外傷性ショックにより死亡したと考えられた。両親ともに傷害致死で起訴され、地裁では父親に懲役7年、母親に懲役6年6か月の判決が出たが、検察側は判決を不服として控訴している。
- 事例2：被害者は1歳女児、転居後に母親から暴行を受け死亡した。事件前に被害者の弟も虐待を受け、乳児院に入所していた。頭部に頭蓋骨の骨折と脳腫脹があった。解剖結果から頭部への打撃により脳腫脹となり死亡したと考えられた。母親に殺人罪で懲役7年の実刑判決が出ている。
- 事例3：被害者は1歳男児、母親は不法滞在外国人で住居がなく、知人宅を転々としていた。子どもが泣くために、居づらくなり知人宅を出た後に犯行に及んだ。被害者の全身に新旧さまざまな皮

下出血があり、顔面には手指で鼻口部を圧迫した際に生じた皮下出血があった。被害者は鼻口部閉塞により窒息したと考えられた。母親に殺人罪で懲役6年の実刑判決が出ている。

- 1) 事例1, 2, 3ではいずれも暴行は繰り返され、最終的に死に至っていた。事例1, 2では、(1)事件の直前に加害者である親が転居しており、親が社会的に孤立した状態で、援助者がいなかった、(2)虐待は医療機関により発見された、(3)被害者が受けた暴行は漸次エスカレートし、死亡に至っている、等の共通点があった。ところで、事例1では多数の皮下出血や表皮剥脱があったが、事例2にはほとんど外表には損傷がなかった。但し、母親が説明した頭部外傷の形成機序が不自然であった。
- 2) 虐待があるかどうかを見分けるポイントとしては、(1)空間的、時間的に多発性を有する擦過傷、打撲傷の有無、(2)外傷の形成機序、外傷の形成に関する説明が自然かどうか、(3)内部所見(頭部外傷、骨折等)が説明と矛盾しないか、(4)損傷と死因との因果関係、(5)過去の外傷、(6)同胞の外傷、等がある。

Ⅳ. 結 語

J.M. シャルコーは『医学への期待』の中で、「疫病はたいへん古くからあり、それ自体は何も変わっていない。かつて見えなかったものが見えてくるとき、われわれが変るのである。」と述べている。子どもの虐待は以前から存在していた問題であるが、近年になり、子どもの虐待に注目が集まるようになり、児童虐待の防止等に関する法律が成立し、その改正に伴い、子どもの虐待に対して医療現場ではさらに関心が高まり、子どもの虐待の防止に向けての地域保健活動が活発化している。

現在の日本は格差が広がりつつある社会となり、より弱い者へと階層的に圧迫が加えられる時代になった。少子化時代であるにもかかわらず、子どもへの虐待は増える傾向にあり、このことは逆の見方をすれば、医療機関や地域の保健活動が積極的に子どもの虐待を見抜いてきたことの証でもある。子どもの虐待に関する統計

報告の比較から、乳児が対象となる例が増加していることがわかる。また、積極的に暴行を加えるタイプが多いことがわかった。これらは社会・家族・個人の意識の変化を反映しているものと考えられる。今後の社会情勢の推移や家庭環境の変化などを考慮すると、医療機関や地域保健活動を通して、より積極的に子どもの虐待が見出され、公的機関と密接な連携を取りながら、虐待児が救済される必要がある。

虐待の世代間連鎖を断ち切り、体罰・暴力に寛容な子育て観、あるいはネグレクトに対する許容的な風土を、その土台から変えていくためには、幼児期の虐待が如何に問題を有するものであるかについて社会的な理解を深める必要がある。そのためには、虐待というストレスが脳発達に及ぼす影響について、詳細な調査研究が必要である。

法医学は子どもの虐待に対して何ができるのであろうか。法医解剖を通して事件の真相を解明することや被虐待児の損傷の生体観察は当然

であり、虐待により如何に重篤な身体的障害が生じるかを広く社会に知らしめる、一種の法医学的情報の社会への還元もそのひとつであろう。また、虐待が脳発達に及ぼす影響についての調査研究を行うことも法医学に課せられた重要な使命であるかもしれない。

参考文献

- 1) Teicher M, Andersen LA, Polcari A, Andersen CM, Navalta CP, Kim DM. The neurobiological consequences of early stress and child maltreatment. *Neuroscience & Biobehavioral Reviews*. 2003 ; 27 : 33-44.
- 2) 川崎二三彦. 「児童虐待—現場からの証言」 岩波書店, 2006年.
- 3) 日本法医学会課題調査報告, 日本法医学雑誌 1980 ; 34 : 147-157.
- 4) 日本法医学会課題調査報告, 日本法医学雑誌 2002 ; 56 : 276-286.